



報道関係者 各位

平成29年10月20日（金）

【照会先】

宮崎労働局雇用環境・均等室

室長 桑原 光照

監理官 上田 徹也

【連絡先】 0985(38)8821

【FAX】 0985(38)5028

労働局と金融機関が「働き方改革」に係る連携協定を締結

～宮崎初！宮崎県信用金庫協会と協定締結～

宮崎労働局（局長：吉田 研一）は、ワークライフバランスの促進や企業の労働生産性向上などに向けた「働き方改革」を推進させるため、県内において融資等を通じて企業と密接に関わる各信用金庫を束ねる宮崎県信用金庫協会（会長：池部 文仁）との間で、包括連携協定を締結し、互いに連携を図りながら、労働関係助成金や各種認定制度の周知等に取り組んでいくことといたしました。

つきましては、以下のとおり締結式を行いますのでお知らせします。

【 締 結 式 】

1. 日 時 平成29年10月26日（木） 14時00分～14時30分
2. 場 所 宮崎信用金庫6階 第一研修室（宮崎市橘通東2丁目4番1号）
3. 出席者

| | | |
|-----------|-----|--------------------|
| 宮崎県信用金庫協会 | 会 長 | 池部 文仁 氏（高鍋信用金庫理事長） |
| 宮崎信用金庫 | 理事長 | 増森 幸一 氏 |
| 都城信用金庫 | 理事長 | 櫻田 博文 氏 |
| 延岡信用金庫 | 理事長 | 松山 昭 氏 |
| 南郷信用金庫 | 理事長 | 阿部 政廣 氏 ほか |
| 宮崎労働局 | 局 長 | 吉田 研一 ほか |

4. 資料

- （1）締結式次第
- （2）宮崎県信用金庫協会と宮崎労働局との「働き方改革に係る包括連携」に関する協定書

(3) 宮崎県信用金庫協会と宮崎労働局との連携協定（概念図）

5. その他

当日は写真撮影後に記者会見を行います。

取材を予定されている報道機関につきましては、事前にご連絡をお願いいたします。

連絡先は、宮崎労働局雇用環境・均等室 上田または和田（TEL0985-38-8821）

宮崎県信用金庫協会と宮崎労働局との
「働き方改革にかかる包括連携協定」締結式 次第

日時：平成 29 年 10 月 26 日（木）

午後 2 時 00 分～午後 2 時 30 分

場所：宮崎信用金庫 6 階 第一研修室

1 開会

2 主旨説明

3 署名

4 協定締結式出席者挨拶

宮崎労働局

局 長 吉 田 研 一

宮崎県信用金庫協会

会 長 池 部 文 仁

4 写真撮影

5 記者会見

6 閉会

宮崎県信用金庫協会と宮崎労働局との 「働き方改革に係る包括連携」に関する協定書

宮崎県信用金庫協会（宮崎信用金庫、都城信用金庫、延岡信用金庫、高鍋信用金庫、南郷信用金庫）（以下「甲」という。）と宮崎労働局（以下「乙」という。）は、宮崎県内における働き方改革を連携して推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙がパートナーとして、密接な連携により、宮崎県内の働き方改革を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について、協議の上連携し、協力する。

- （1）ワークライフバランスの推進、女性の活躍促進及び労働環境の改善に関すること。
- （2）企業の労働生産性向上に資する取組に関すること。
- （3）若年者の県内就職及び定着の促進に関すること。
- （4）人材育成に関すること。
- （5）乙の施策の普及・促進に関すること。
- （6）働き方改革に係る好事例の収集及び発信に関すること。
- （7）その他、本協定の目的に資すること。

（秘密保持）

第3条 甲及び乙は、前条に規定する連携及び協力により知り得た情報を相手方の承諾なく第三者に開示し、若しくは漏洩してはならないものとする。また、第1条に規定する目的以外の目的で使用してはならないものとする。ただし、次に掲げる情報を除く。

- （1）相手方から提供を受けた時に既に公知となっていた情報、又は相手方から提供を受けた後に公知となった情報。
- （2）相手方から提供を受けた時に既に保有していた情報、又は相手方から提供を受けた後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手した情報。
- （3）法令により開示を求められた情報。

2 甲及び乙は、本協定終了後も、前項による秘密保持の義務を負うものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに甲又は乙のいずれかから書面による協定の終了の通知がない場合は、本協定は1年間延長され、その後も同様とする。

(協定の見直し)

第5条 甲又は乙のいずれかから協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(協定の解約)

第6条 甲又は乙のいずれかからこの協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(疑義への対応)

第7条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年10月26日

甲：宮崎市橘通東二丁目4番1号

宮崎県信用金庫協会

会 長 池 部 文 仁

乙：宮崎市橘通東三丁目1番22号

厚生労働省 宮崎労働局

局 長 吉 田 研 一

地域経済の活性化、良質な雇用の場の拡大

働き方改革の実現

(働きやすい職場環境の整備)

労働生産性の向上

宮崎県信用金庫協会

宮崎信用金庫
都城信用金庫
延岡信用金庫
高鍋信用金庫
南郷信用金庫

《資金供給・経営支援》

《その他、融資等支援》

◎与信取引のある企業への各種助成金、認定制度等の案内

◎金融機関の広報機能を利用し労働局の各種支援制度の企業への周知

企業

- ◇生産性向上のための設備投資
- ◇労務管理改善
- ◇労働条件改善
- ◇事業の再構築 等

宮崎労働局

- 労働関係助成金による支援
 - ・労働生産性向上
 - ・仕事と家庭の両立(女性活躍促進等)
 - ・雇用促進(高年齢者、障害者等)
 - ・正社員化
 - ・人材育成 等

- 働き方・休み方改善コンサルタントの派遣

- 働き方改革への取組に係る好事例の周知・広報

金融機関と労働局連携による生産性向上セミナーの開催
好事例の共有・発信

金融機関職員を対象とした各種助成金、認定制度等の説明会の開催